

# 伊予市移住・定住支援業務 仕様書

## 1 業務名

伊予市移住・定住支援業務

## 2 期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

## 3 目的

伊予市は、伊予市自治基本条例（平成21年伊予市条例第34号）第12条の規定により策定する総合計画、及びますます、いよし。移住・定住推進アクションプラン（平成28年2月伊予市策定）に基づき、市民が主役の推進体制により、ひとを増やすことだけでなく、地域住民と移住者がともに暮らし、しあわせな地域づくりに向けて協働する移住・定住の実現を目指している。

本業務は、主に県外居住者の移住検討や、本市内での生活開始に際し、適切な情報提供や相談対応等を行うワンストップ窓口を運営するとともに、市民主体による「移住希望者等に対する情報発信」及び「移住体験の実施」並びに「受入環境の整備」を推進することで、本市の移住・交流の促進及び地域活力の創出を図る。

## 4 業務内容

下記の概要により本業務を企画、実施すること。なお、各項目の実施に当たっては、市民主体による「移住希望者等に対する情報発信」及び「移住体験の実施」並びに「受入環境の整備」となるよう、地域団体等との連携を図ること。

### (1) ワンストップ窓口の設置

移住希望者や、本市に新たに住み始めた者の移住・定住に関するニーズに対し、ワンストップで対応する窓口を設置する。

#### ① 場 所

伊予市内。ただし、移住希望者の利便性を考慮する。

#### ② 開設時間

原則として、毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時（休憩1時間）とする。なお、開設時間外に電話又はオンラインの方法により相談が寄せられたときは、相談内容等の緊急性を考慮し、必要な範囲で対応すること。

### (2) 情報提供、相談対応等

主に県外に居住する移住希望者や、本市に新たに住み始めた者に対し、次の業務を行う。

#### ① 地域情報の収集及び提供

#### ② 仕事情報の収集及び提供

#### ③ 住居情報の収集及び提供

(伊予市空家等対策計画(平成30年3月伊予市策定)中、空家等対策の実施体制に沿った連携により実施すること。)

- ④ 移住希望者等の問い合わせに対する助言及び現地案内  
(移住体験の実施を含む。)
- ⑤ 移住・定住に関する各種支援制度の利用手続支援
- ⑥ 地域おこし協力隊に関する情報及び体験機会の提供

(3) 移住関連イベントの開催、出展

移住関連イベントを開催又は出展し、情報提供、相談対応等を行う。

<愛媛県及びまつやま圏域主催による移住フェア 出展予定>

令和7年度 (東京5回・大阪4回 計9回)

令和8年度 (東京5回・大阪4回 計9回)

令和9年度 (東京5回・大阪4回 計9回)

(4) 移住者交流会の開催

移住者が移住後、円滑に本市内での生活を始めることを目的に、移住者同士の情報交換や共感による仲間づくりを支援する交流会を実施する(年2回以上)。

(5) 移住体験住宅の管理

伊予市は、本市における就労、居住環境、生活の利便性など、本市への移住や二地域居住を検討する上での不安や懸念を軽減、払拭するため、地域交流を兼ねた移住体験を始めるきっかけの場所として、なかやま移住交流体験施設を設けている。

当該施設の安全性、快適性を維持し、利用者の利便性を向上させながら、効率的に運用する管理を行う。

名称：なかやま移住交流体験施設

位置：伊予市中山町出淵2番耕地187番地

構造：木造平屋建

延べ床面積：69.56㎡

建築年等：平成5年1月、教員住宅として整備。令和5年9月、旅館業法上の簡易宿所として改修。令和5年10月、供用開始。

手続分担：市は、基本的に許可書及び納付書の交付を行う。

費用分担：市は、基本的に施設使用に係る水道光熱費、燃料費及びテレビ受信料を負担する。

(6) 前各号のほか、移住・交流の促進に係る支援

## 5 目標及び効果測定項目

- (1) 各年度の来訪を伴う相談対応件数 50件
- (2) 各年度の移住者交流会参加者数 20人
- (3) 各年度において本業務で連携する地域団体数 3団体

※ 上記は例示であり、ほかに本業務の目的に沿う効果を測定する項目があれば、

その代用等を妨げない。

## 6 業務計画書及び業務実績報告書の提出

- (1) 受注者は、契約締結後遅滞なく具体的な業務内容について市と協議を行うとともに、各年度当初に業務計画書を発注者へ提出すること。
- (2) 受注者は、各月の業務実績について、翌月 10 日までに書面により発注者へ報告すること。
- (3) 受注者は、各年度の業務実績について、翌年度 4 月 10 日までに業務実績報告書により発注者へ報告すること。
- (4) 市は、必要がある場合は、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

## 7 委託料の支払

- (1) 本業務の経費はすべて「地方自治体が発行する移住・定住対策等の推進について（令和 3 年 3 月 30 日総行応第 79 号）」（別添）「移住・定住対策の推進に向けた財政措置について」において財政措置の対象となる経費とする。
- (2) 委託料の支払いは月払いとし、1 回の支払額は、各年度委託料総額を 12 回で均等に分割した額を受注者からの請求により支払うものとする。なお、分割した際に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計を毎年度最終支払月に加えて支払うものとする。
- (3) 発注者は、前項の請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

## 8 業務実施体制等

- (1) 業務実施体制及びスケジュール
  - ① 提案に基づき業務を実施できる人員体制及びスケジュールを提案すること。
  - ② 業務の進捗状況については、随時、協議及び報告すること。
- (2) 業務責任者の配置等  
業務の実施にあたっては、本業務を統括し、市から指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務遂行管理及び市との意思疎通に努めること。

## 9 秘密保持

- (1) 秘密の保持
  - ① 市は本業務に関し、プロポーザル参加事業者から提出された企画提案書等を、本業務の受注（予定）者選定以外の目的で使用しない。
  - ② 受注者は本業務に関し、市から受領し又は閲覧した資料及び本業務を通して得られた調査結果等を、市の許可なく公表し又は使用してはならない。
  - ③ 受注者は、本業務により知り得た市、企業、市民及び関係者の秘密を保持しなければならない。
- (2) 個人情報等の保護  
受注者は、本業務を履行するうえで個人情報及び個人の肖像を取り扱う場合、当事者又は法定代理人等の同意を得るとともに関係法令を遵守しなければならない。

- (3) 上記に掲げる秘密の保持及び個人情報の保護に関しては、契約期間満了後も継続して履行されるものとし、違反があった場合は法令に基づき厳正に対処するものとする。

## 10 再委託

受注者は、本業務の全部を再委託し、または請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により市の承諾を得たときは、この限りではない。なお、受注者は再委託先の行為についても全責任を負うこと。

## 11 その他

- (1) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。品質が十分に確保されていない場合は、市は改善要求の指示を行い、この指示を受けたときは、受注者は速やかに対応しなければならない。
- (2) 受注者は、契約期間の終了に際し、発注者又は発注者が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。
- (3) 業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、市と協議の上、誠意をもって処理すること。